



Otemachi Law Office

弁護士法人 大手町法律事務所



北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア2F
TEL.093-571-0081 FAX.093-571-6095



福岡オフィス

2020年5月 移転

〒810-0044 福岡市中央区六本松2丁目12番25号 ベルヴィ六本松802号
TEL.092-712-4923 FAX.092-714-2379

ホームページ

<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>

大手町法律事務所



事務所報

COMMUNICATION PAPER

2020.8
Vol

12

弁護士法人 大手町法律事務所



子どもの頃の夢

福岡オフィス移転のお知らせ／田瀬 憲夫

雑感 その4／合山 純篤

意外と身近な景表法／松田 麻友美

令和2年意匠法改正について

～保護対象の拡充～

／うつのみや知的財産事務所

代表弁理士 宇都宮 将之

事務所復帰のご挨拶

／木下 結香子



MASAHARU NAKANO

中野 昌治

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野行政関係、労働関係、企業法務、
企業再生・倒産関係**子どもの頃の夢は…**海外航路の船長(母方の祖父が欧州航
路の船長をしていたので憧れていた。)**事務所ご挨拶**

残暑の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し
上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は裁判所の移転に伴い、福岡オフィスが六本松へと移転いたしま
した。事務所の場所は変わりましたが、所員一同初心を忘れず、益々精進
していく所存です。初心を忘れずということで、本号では、各弁護士に子
どもの頃の夢を聞いてみました。

また、本年は新型コロナウイルスの影響で花火大会等のイベントが
次々と中止されておりますが、いち早くコロナ禍が終息し、安心して花火
を楽しめる世界が戻ってくることを切に願い、花火を表紙のデザインに
採用いたしました。まだまだ先の見通せない世の中ではございますが、皆
様どうかご自愛ください。



SUMITSU GOYAMA

合山 純篤

代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野民事全般、企業法務、企業再生・
倒産関係、行政関係、労働関係**子どもの頃の夢は…**少年太閤記を読んで
秀吉になった自分を夢想

KEIICHI NAKANO

中野 敬一

代表(北九州オフィス所長)

主な取扱い分野企業法務関係、企業再生・倒産関
係、一般民事事件、一般家事事件**子どもの頃の夢は…**

大岡越前、素浪人 花山大吉



HIROYUKI ANO

阿野 寛之

執行役員

主な取扱い分野刑事事件・少年付添事件、
損害賠償請求事件、企業法務一般**子どもの頃の夢は…**ショットガンとサングラスと
角刈りが似合う部長刑事

MAKOTO KIYONARI

清成 真

執行役員

主な取扱い分野企業法務全般、
労働問題(企業側)、民事事件**子どもの頃の夢は…**

プロ野球選手



JUNJIRO MORI

森 淳二郎

顧問(九州大学名誉教授)

主な取扱い分野

会社法、企業法務

子どもの頃の夢は…だちかん先生(子供と遊べる
ダメ先生に憧れ)

NORIO TASE

田瀬 憲夫

代表(福岡オフィス所長)

主な取扱い分野刑事事件、一般民事事件、
医療紛争・交通事故**子どもの頃の夢は…**科学者(「宇宙戦艦ヤマト」
の真田さん)topics... 各弁護士に **子どもの頃の夢** を聞いてみました

KEI TANAKA

田中 圭

弁護士

主な取扱い分野交通事故その他一般民事、
倒産関係、刑事事件**子どもの頃の夢は…**

歴史学者



TOSHIHIRO NAKANISHI

中西 俊博

弁護士

主な取扱い分野企業法務関係、企業再生・倒産、
一般民事事件、家事事件**子どもの頃の夢は…**

プロ野球選手



TSUYOSHI TOMINAGA

富永 剛

弁護士

主な取扱い分野一般民事事件、行政関係法務、
家事事件、刑事事件**子どもの頃の夢は…**

宇宙飛行士になって惑星探査



DAISUKE NEGISHI

根岸 大将

弁護士

主な取扱い分野一般民事事件、倒産事件、
家事事件、刑事・少年事件**子どもの頃の夢は…**

プロ野球選手



YUKAKO KINOSHITA

木下 結香子

弁護士

主な取扱い分野一般民事事件、刑事事件、
行政法務**子どもの頃の夢は…**

ピアノの先生



MANAMI MAKIYAMA

牧山 愛美

弁護士

主な取扱い分野一般民事事件、刑事事件
企業法務**子どもの頃の夢は…**

教師。中学生の頃に諦めましたが。



MAYUMI MATSUDA

松田 麻友美

弁護士

主な取扱い分野交通事故、企業法務、
一般民事**子どもの頃の夢は…**

デパートでプレゼントを包む人



YUKIHITO MANAKO

眞子 幸人

弁護士

主な取扱い分野企業法務、一般民事事件、
刑事事件**子どもの頃の夢は…**

弁護士。ドラマの影響で…



KEISUKE FURUNO

古野 慧輔

弁護士

主な取扱い分野企業法務、一般民事事件、
刑事事件**子どもの頃の夢は…**

プロ野球選手。嘘です。弁護士です。



NAOMICHI WADA

和田 直道

弁護士

主な取扱い分野一般民事事件、刑事事件、
労働事件(企業側)**子どもの頃の夢は…**

獣医



福岡オフィス移転のお知らせ

当福岡オフィスは、平成25年5月より、福岡市中央区赤坂、旧裁判所のすぐ横にて執務をして参りましたが、平成30年より裁判所・検察庁本庁、及び弁護士会館といった司法機能が福岡市中央区六本松地区に移転したことを機に、六本松地区への移転を検討し、令和2年5月より、福

岡市中央区六本松2丁目にて、執務を開始しております。

新事務所は、裁判所にほど近く、また、福岡市営地下鉄七隈線六本松駅や、西鉄バス六本松バス停からも徒歩2～3分という交通の便にも恵まれたところに位置しております。

通常の相談室を2つと、少し大きめの会議室1つを備えておりますので、福岡地方裁判所本庁での裁判後の打合わせ等にもご利用頂けます。

また、裁判手続のIT化への対応を見越し、当事務所内での複数の電話会議、あるいはWEB会議にも対応可能となっております。

これまで、地下鉄姪浜線を利用してお越し頂いていた皆様には、若干の経路変更や乗り換えなどの不自由をお願いすることもあるかと思いますが、そこを補って余りあるリーガルサービスの充実を目指して参りますので、今後ともよろしくお願い致します。



代表(福岡オフィス所長)
田瀬 憲夫
NORIO TASE

新住所
〒810-0044
福岡市中央区六本松
2丁目12番25号
ベルヴィ六本松802号



雑感 その4

(2019年8月発行の事務所報10号に「雑感その3」という題で書いた文章の続きです。)

この世のことは全て変化していく、法律の世界もまた同じです。小生の弁護士業務との関係で、判決によってこの分野の状況がガラリと変わったという点で、特に印象深い最高裁判決が2つあります。

1 平成元年10月27日の判決

これは、「抵当権による競売が続行中の場合でも、目的不動産の所有者が賃借人に対して有する賃料債権に対して、抵当権者は、抵当権の行使として債権差押命令ができる。」という趣旨の判決です。

この判決が出る前は、抵当権による競売が続行中である場合に、目的不動産の中に居る賃借人の賃料に差押命令をすることが法的に可能かどうかは、はっきりしなかったもので、抵当権者は賃料に対する差押命令の申立は、まずしなかったのですが、この判決後はガラリと変わって、多くの抵当権者が賃料に対する差押命令をするようになったのです。

2 平成18年1月13日、同月19日、同月24日の各小法廷の判決

これは、当時、「利息制限法を超える利息も、借主が任意にこれを支払ったときは、貸金業者は、この利息制限法を超える利息を収得することができる」という趣旨の条文が貸金業規制法の中にあったのですが、借用証書の中に、「借主が約定した利息(筆者注、これは利息制限法を超える利息になっています。)の支払を遅滞したときは、期限の利益を失い、元利金を一時に弁済します。」という条項が存在しているときは(筆者注、当時、どの借用書にもこのような条項が印刷されて存在していたのです)、「借主が任意に支払ったときに」に該当しないので、利息制限法所定の利率に引き直して計算し、過払いになっているときは、借主は過払金の返還を貸主に請求できるという趣旨の判決です。

この判決により、過払金返還請求が多発し、貸金業界は、大荒れとなったのであります。



代表(福岡オフィス所長)
合山 純篤
SUMITSU GOYAMA

意外と身近な景表法

2020年もあっという間に折り返してしまいました。なんといっても新型コロナウイルスに振り回された半年間で、生活様式も大きく変わりました。マスクやアルコール消毒液が店頭から消え去り、見慣れないメーカーの商品であってもすぐに売り切れてしまう日々が続いたのは、記憶に新しいことと思います。

今回は、いまや生活に欠かせないものとなったウイルス対策グッズの広告表示について、お話しさせていただきます。

品薄状態もやや落ち着き、さまざまなウイルス対策グッズが店頭に並ぶようになった今日この頃ですが、「コロナウイルス予防」や「コロナに効く!」といった広告が、意外と少ない(ほとんどない?)ことにお気づきでしょうか。

これは、いわゆる「景表法」(不当景品類及び不当表示防止法)を意識したものと思われます。

景表法は、商品やサービスの効果や性能について、裏付けとなる合理的な根拠のもとに表示することを求めています。消費者庁からの求めによって、一定の期間内に合理的な根拠を示すことができない場合は、「不当表示(優良誤認表示)」とみなされる可能性があるのです。消費者の利益を保護するために設けられたもので、「不当表示」とみなされると、措置命令が出されたり、行政指導を受けたりする場合があります。

今回の新型コロナウイルスは、未だその性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、現時点において臨床試験等の実施が十分に行われている状況とはいえません。その意味では、コロナウイルスに効果があるという趣旨の商品表示は、現時点では総じて注意が必要と考えます。

実際に、「新型コロナウイルスの不活性化に成功!」と記載したスプレーや、「身に着けるだけで空間除菌」と記載した携帯型の除菌剤など、約100社に対して、消費者庁が改善要請をおこなっています。

また、「殺菌」や「消毒」と表示することができるのは、薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)上認められた製品(医薬品・医薬部外品)に限られることも、注意が必要です。

効果的な表示があると、つい手にとってしまうがちな商品がたくさんありますが、消費者の側からも、表示の意味について意識し、理解して選んでいきたいと思っています。



弁護士
松田 麻友美
MAYUMI MATSUDA

令和2年意匠法改正について ～保護対象の拡充～

皆さま、はじめまして。うつのみや知的財産事務所 弁理士の宇都宮将之と申します。この度、大手町法律事務所様の事務所報に記事を掲載する貴重な機会をいただきましたので知的財産権について少し解説をさせていただきますと思います。

「知的財産」という言葉はあまり馴染みがないかもしれません。人々の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物等には財産的な価値を持つものがあり、そうしたものを総称して「知的財産」と呼んでいます。このような知的財産を保護するために、知的財産権に関する法律がいくつか存在します。代表的なものとしては、商品等の技術(発明や考案)を保護する特許法や実用新案法、商品等のデザインを保護する意匠法、商品やサービス等に使用する名称やロゴを保護する商標法、音楽や絵画・小説等の著作物を保護する著作権法などがあります。皆様の創造される知的財産はこれらの法律によって保護を受ける事ができます。

このような知的財産権に関する法律は何度か

改正が行われているのですが、令和2年の意匠法改正(令和2年4月1日施行)で、意匠の保護対象が拡充されましたので、今回ご紹介させていただきます。これまでの意匠法では、商品のデザインの保護を受ける事ができるものは有体物たる動産(例えばスマートフォンや自動車等の商品)のみでした。これに対して今回の意匠法改正では、不動産である建築物の外観やその内装が意匠法の保護対象となり、住宅やビル、店舗等の建築物の外観や内装も意匠権で保護できるようになりました。さらに、物品以外の場所に投影される画像や、スマートフォンやパソコンに表示される画像も保護を受ける事ができるようになりました(参考図参照)。

この令和2年意匠法改正により、デザインの模倣を防ぐことが困難であった建築物等も意匠権を取得することが可能となり、模倣品を排除できるだけでなく、その権利をライセンスすることによりフランチャイズ等、事業展開にも大きな効果が得られることが期待されます。一方で、知らないうちに他人の意匠権を侵害してしまっ

参考図

令和2年意匠法改正後に保護を受けることができる意匠



※参考:特許庁「令和元年特許法等の一部を改正する法律」資料、特許庁総務部総務課制度審議室

ているというリスクが発生することも予想されます。特に、これまでは他人の意匠権に配慮する機会が少なかった建築等の分野では、事前に調査を行い、他人の意匠権侵害を回避することも今後は重要な知財戦略になると考えられます。

このような意匠法改正が行われた背景には、近

年、企業においてデザインの力をブランド構築やイノベーションの創出に活用する経営手法(デザイン経営)が注目されていることが挙げられます。今回の意匠法改正は上述の保護対象の拡充に加えて、権利の存続期間も出願日から25年に延長され、特許権(出願日から20年)よりも長く権利を保有することが可能になります。市場での競争力を強化するためにも企業の経営戦略においてデザインが欠かせないものとなってくることは十分に予想されます。皆さまの会社におかれましても経営戦略の一つに「商品やサービスのデザイン活用」を追加されてみてはいかがでしょうか。

弊所では今回解説を行いました意匠権の取得や調査等の業務を実施しております。また、意匠権以外にも特許権や商標権の取得等も行っておりますのでご不明な点やご相談等がございましたらお気軽にお問合せ下さい。



うつのみや知的財産事務所
代表弁理士

宇都宮 将之
MASAYUKI UTSUNOMIYA



事務所復帰のご挨拶



本年4月、弁護士法人大手町法律事務所に復帰いたしました木下結香子と申します。

私は、弁護士登録後、当法人に入所して弁護士経験を積んだ後、任期付公務員として、3年間、北九州市で勤務いたしました。

市では、弁護士資格をもつ職員として、いわゆる法務部に当たる部署に所属し、主に内部の法律相談や裁判、市内部の研修を担当しました。

自治体法務の特色として①個人や一般企業

に比べて取り得る選択肢が限定されるという点があります。皆様が日頃、契約を結ぶとき民法という法律が基本となりますが、地方自治体では、組織や運営について地方自治法という法律が定められており、その枠組みの中で契約や財産管理などを進め、議決が必要かどうかという点も念頭におく必要があります。個人や企業であればメリット・デメリット、リスク等を総合考慮の上、選択可能なことも、地方自治体では法律上の制約

があり、選択肢が限られるため、こういった解決の道筋を見つけるのが日々悩みながら業務にあたっていました。

次に、②案件の幅広さがあります。社会保障、インフラの整備・管理、まちづくり、災害対応、地方公務員の労務など、なじみの薄い法律や法解釈の確立していない分野が多く、文献が見つからないことも日常茶飯事です。所管課や同じ課の皆様に専門的な事項のレクチャーやアドバイスを頂戴しつつ、顧問弁護士と一緒に相談に伺うこともありました。市井の弁護士業務では経験できないような分野・案件に携わることができるとともに、組織内外の多くの方々と一緒に仕事

をさせていただく機会を得られ、仕事の進め方や組織としての意思決定の過程を体感することができました。

今後は、市での経験を活かしつつ、個人・企業・地方自治体の皆様のお役に立てるよう、日々研鑽を積み、精進して参ります。どうぞよろしくお願い致します。



弁護士

木下 結香子
YUKAKO KINOSHITA